

事 務 連 絡
令和 6 年 5 月 20 日

地 方 厚 生 （ 支 ） 局 医 療 課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

令和 6 年度診療報酬改定で新設されたベースアップ評価料に係る届出について

ベースアップ評価料に係る施設基準及びその届出に関する手続きについては、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 6 号厚生労働省保険局医療課長通知）及び「訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 7 号厚生労働省保険局医療課長通知）により、その取扱いをお示ししてきたところであるが、今般、ベースアップ評価料に係る施設基準の届出の作成に一定程度時間を要すること等を踏まえ、保険医療機関及び訪問看護ステーションからのベースアップ評価料に係る施設基準の届出については、下記の取扱いとすることから、貴管下の保険医療機関及び訪問看護ステーション並びに審査支払機関に周知徹底を図り、その取扱いに遺漏のないよう特段の御配慮を願いたい。

記

令和 6 年 6 月 1 日からの算定に係る「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」及び「訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）」の施設基準の届出については、令和 6 年 6 月 21 日までに届出を受理した場合については、同月 1 日から算定する。

なお、令和 6 年 6 月 1 日からの算定に係る「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）」、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）」、「入院ベースアップ評価料」及び「訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）」の施設基準の届出については、令和 6 年 6 月 3 日までに届出を受理した場合には、同月 1 日から算定する。

（参考）令和 6 年 6 月 1 日からの算定に係る施設基準の届出について

①	②以外の施設基準に係る届出	令和 6 年 6 月 3 日までに届出
②	「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」、 「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」及び 「訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）」 に係る施設基準の届出	令和 6 年 6 月 21 日までに届出